

令和 7 年度京都市広域的情報発信業務委託 募集要項

1 業務名称

令和 7 年度京都市広域的情報発信業務

2 実施趣旨

京都市では、文化、歴史、観光といった京都の強みはもとより、「働く」、「子育てする」、「学ぶ」等の観点での、住むまちとしての魅力や、若い世代に選ばれるまちづくりに資する取組を、効果的かつ効率的に発信するため、首都圏等のメディアを含む多様な媒体を活用した広報活動の実施を予定している。

本事業の実施に当たっては、専門的な PR のノウハウとネットワークなど、効果的かつ効率的にターゲットに訴求する能力が求められる。したがって、企画提案力やメディアリレーション等を審査するプロポーザル方式によって契約の相手方を選定する必要があり、受託希望者を募集するものである。

3 参加資格要件

次の(1)又は(2)に該当する者を対象とする。なお、本公募は、多様な企業の参加を募ることを目的として、共同事業体の参加も認めるものとする。

- (1) 京都市の競争入札参加有資格者名簿に登録されている者（ただし、公募開始から選定結果通知の日までの期間において京都市競争入札等取扱要綱に基づく競争入札参加停止措置を受けていないこと。）
- (2) 京都市の競争入札参加有資格者名簿に登録されていない者で、下記ア～カの条件をすべて満たし、自己を証明する書類（様式 3）を提出する者。
 - ア 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
 - イ 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当し、3 年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
 - ウ 法人税又は所得税及び消費税の未納がないこと。
 - エ 京都市の市民税及び固定資産税の未納がないこと。
 - オ 京都市の水道料金及び下水道使用料の未納がないこと。
 - カ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）に関係すると認められる者でないこと。

4 参加資格の停止

参加資格があると認めた者（共同事業体の構成員を含む）が、次の項目に該当することとなったときは、参加を取り消すこととする。

- (1) 審査日までに、京都市契約事務規則第2条に規定する入札参加者の資格を喪失したとき。
- (2) 審査日までに、本件プロポーザルに参加する者に必要な資格を欠くこととなったとき。
- (3) 提出した書類に虚偽の内容が記載されているとき。
- (4) 選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行ったとき。
- (5) その他市長が特にプロポーザルに参加させることが不適当であると認めるとき。

5 委託業務

仕様書のとおり

6 委託期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

7 委託金額(総額)の上限

24,200,000円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)

8 募集方法

募集要項、仕様書をホームページ「京都市情報館」で公開し、募集する。

9 提出資料

別紙「提出資料について」のとおり

10 審査基準(100点満点)

- (1) 本業務の趣旨・目的に適した提案力、実行力が期待できるか。(主に提案書A)【10点】
- (2) 本市の魅力を端的に伝え、視聴者に行動を促すことが期待できるか(主に提案書B 動画の制作)【25点】
- (3) 動画の放映に加え、相乗効果のある発信が期待できるか。(主に提案書B 動画の制作・発信)【25点】
- (4) メディアリレーションが強力で、効果的なタイアップが期待できるか。(主に提案書B テレビ番組等とのタイアップ)【20点】
- (5) これまでに類似の業務を実施した実績があるか。(主に提案書C)【10点】
- (6) 企画提案に対して妥当な見積がなされているか。(主に提案書B及び見積書)【10点】

1 1 審査方法

- (1) 審査は、5名の委員による選定委員会を設置し、各委員の協議により採点する。
- (2) 審査は、1次審査（書類審査）で5者を選定し、その選定事業者を対象に2次審査（プレゼンテーション）を行い、最も評価の高い1者を受託候補者として選定する。
- (3) 応募が1者しかなく、かつ採点結果が5割に満たない場合、プロポーザルを再度実施することとする。
- (4) 1次審査
 - ア 「9 提出資料」の提案書に基づき、「10 審査基準」の各項目を採点（100点満点）し、上位の5事業者を2次審査の対象とする。
 - イ プロポーザル参加事業者数が5者以下の場合、すべての事業者を2次審査の対象とする。
 - ウ 合計点が同点の場合は、見積金額が最も低い事業者を選定することとし、見積金額が同額の場合は、事業者から再度の見積書の提出により、最も見積金額の低い事業者を選定する。
- (5) 2次審査
 - ア 1次審査を通過した選定事業者を対象に、提出資料に基づく質疑応答を含むプレゼンテーションを実施する。提案者の提出資料及びプレゼンテーションに基づいて、「10 審査基準」の各項目を採点する。
 - イ 各項目の採点及び合計点が同点の場合については、1次審査と同様とする。
 - ウ 順位決定後、第1順位の選定事業者を受託候補者として選定する。
- (6) 選定された候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。なお、この場合、次順位者を候補者とする。

【2次審査（実施予定）】

日程：令和7年3月21日（金）（予備日：3月24日（月））

実施方法：Zoomを使用したオンラインでのプレゼンテーション

※実施時刻は、1次審査終了後に通知する。

1 2 質問

本件募集内容について質問がある場合は、2月28日（金）までに電子メールで本要項末尾に記載のアドレスに送付すること。送付後、電話でメールの到着確認をすること。ただし、他の応募事業者に関する質問には応じない。

回答は、質問者に関する情報は伏せた上で、京都市ホームページ「京都市情報館」に3月4日（火）午後5時までに掲載する。

1 3 スケジュール・提出期限

2月20日(木) プロポーザル募集開始 / 質問受付 (2月28日午後5時まで)
3月 4日(火) 午後5時 プロポーザル参加申込書提出期限 / 質問回答
3月10日(月) 午後5時 提案書等提出期限
3月11日(火)～13日(木) 1次審査(書類審査)
3月21日(金)～24日(月) 2次審査(プレゼンテーション)
3月27日(木) 受託候補者の決定、プロポーザル参加業者への通知
4月 1日(火) 契約締結

1 4 結果の通知・公表

- ・結果は応募者に電子メールで通知する。
- ・2次審査終了後、選定結果として、受託候補者名及びその評価点を京都市情報館に公表する。

1 5 契約の締結

京都市は、受託候補者と契約に関する協議を行う。万一、両者の協議が調わない場合は、京都市は次順位の選定事業者と契約に関する協議を行う。

1 6 注意事項等

- (1) 本プロポーザルは、令和7年度事業の準備行為として実施するものであり、本事業に係る予算が成立しなかった場合は、事業を中止する場合がある。この場合において、本事業のために行った準備行為等に係る費用が既に発生していても、その費用を京都市に請求することはできない。
- (2) 資料の作成及び提出、実績の報告等に係る費用は各事業者の負担とする。
- (3) 提出物は、提出者に返却しないこととする。
- (4) 提出物について、本市は提出者に無断で使用しないこととする。

1 7 プロポーザル参加申込書・提案書等の提出先

プロポーザル参加申込書及び提案書等は、電子メールで以下のメールアドレスに期日までに提出すること。なお、提出後、電話でメールの到着確認をすること。

(MAIL) koho-hodo@city.kyoto.lg.jp

(TEL) 075-222-3094

京都市総合企画局市長公室広報担当 (担当：大畑、山本)